小櫃堰公園指定管理者候補者選定評価表

1 事業計画に基づ合理により、公の施設によが34円名の 甲毒や利用の経営に高速された。初度の経営に増生された。	申請団体B
リ、公の施設における利用者の 平等を利用の確保に配慮されて 地震の設置目的と提達では、通常方針が合致しているか のおきること(指定手続等に関する 条例第4条第1項第1号) のおきると(指定手続等に関する 条例第4条第1項第1号) のおきな利用の確保について 32 点(4 点×8 人) 22 21 21 21 22 31 22 31 22 31 22 31 22 31 22 31 22 31 23 32 点(4 点×8 人) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	合計
1	36
2 事業計画書の内容が施設の別程を表大限に実持等に関するものであるとと情能主持等に関するものであるとと情能主持等に関する場合である。とは能主持等に関する場合である。と情能主持等に関する場合である。と情能主持等に関する場合である。と情能主持等に関する場合である。と情能主持等に関する場合である。と情能主持等に関する条例第4条第1項第1号) (1) 施設の設置目的との適合性について 32 点(4 点× 8 人) 26 23 3 3 点(4 点× 8 人) 26 23 3 3 3 点(4 点× 8 人) 26 23 3 3 3 3 点(4 点× 8 人) 25 21 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	36
が用を最大限に発揮するものであると、信定手紙等に関する 条例第4条第1項第1号) 2 利用者に対するサービスの向上について 32 点(4 点× 8 人) 26 23 23 25 21 21 26 25 21 25 21 25 25 21 25 25 25 21 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	72
あること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号) 2 利用者に対するサービスの向上について 32 点(4 点× 8 人) 25 21 (4) その他新規、魅力的な提案の有無について 32 点(4 点× 8 人) 29 23 (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (6) 施設管理の安全性への配慮について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (8) 指定管理科の相対的評価について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (8) 指定管理科の相対的評価について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (8) 指定管理科の相対的評価について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (7) 事業計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (7) 事業 (4) 点(20 点× 8 人) 160 120 (7) 事業 (7) 事業 (7) 事業 (7) 事計 384 点(48 点× 8 人) 323 270 (7) 計 384 点(48 点× 8 人) 323 270 (7) (7) 集定を守定して行う人員、資産その (7) 集定を守定して行う人員、資産その (7) 集定を守定して行う人員、資産をで (7) 集度保存できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4 条第1項第2号) (7) 施設管理の変と性、継続性について 32 点(4 点× 8 人) 23 25 (7) (7) (7) 集員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 32 点(4 点× 8 人) 23 25 (7) (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (7) 収支計画の実現ではについて 32 点(4 点× 8 人) 40 36 (7) 収支計画の実現ではいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	19
3 利用促進、利用者電人の取組かについて 32 点(4 点× 8 人) 25 21 4 ぞの他新規、魅力的な提案の有無について 32 点(4 点× 8 人) 29 23 5 施設の効率的運営、効率化への取組みについて 32 点(4 点× 8 人) 20 20 20 6 施設管理の安全性への配慮について 32 点(4 点× 8 人) 20 23 7 事業計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 20 23 7 事業計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 7 事業計画の実現可能性について 160 点(20 点× 8 人) 160 120 7 事業計画の実現可能性について 160 点(20 点× 8 人) 21 19 7 まままままままままままままままままままままままままままままままままま	17
(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて 32 点(4 点× 8 人) 20 23 (6) 施設管理の安全性への配慮について 32 点(4 点× 8 人) 20 23 (7) 事業計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (8) 指定管理料の相対的評価について 160 点(20 点× 8 人) 160 120 (7) 事業計画の実現可能性について 160 点(20 点× 8 人) 160 120 (7) 計 384 点(48 点× 8 人) 323 270 (7) 計 384 点(48 点× 8 人) 323 270 (7) 以は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号) (1) 施設管理への意欲、熱意について 32 点(4 点× 8 人) 23 25 (7) (8) 環境構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 32 点(4 点× 8 人) 21 23 (7) (8) 関係の安定性、継続性について 32 点(4 点× 8 人) 21 23 (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	15
(6) 施設管理の安全性への配慮について 32 点(4 点× 8 人) 20 23 (7) 事業計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 21 19 (8) 指定管理料の相対的評価について 160 点(20 点× 8 人) 160 120 小 計 384 点(48 点× 8 人) 323 270 38 (1) 施設管理への意欲、熱意について 32 点(4 点× 8 人) 24 23 (2) 類似施設等の管理運営実績等について 32 点(4 点× 8 人) 24 23 (2) 類似施設等の管理運営実績等について 32 点(4 点× 8 人) 24 23 (2) 類似施設等の管理運営実績等について 32 点(4 点× 8 人) 23 25 (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について (指定手続等に関する条例第4 条第1項第2号) (4) 団体の安定性、継続性について 32 点(4 点× 8 人) 21 23 (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について 32 点(4 点× 8 人) 21 23 (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(4 点× 8 人) 150 154 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 154	13
(7) 事業計画の実現可能性について 32 点(4 点×8人) 21 19 (8) 指定管理料の相対的評価について 160 点(20 点×8人) 160 120	17
8 指定管理料の相対的評価について 160 点(20 点× 8 人) 160 120 120 120 120 120 140 140 140 140 140 140 140 140 140 14	20
小 計 384 点(48 点× 8人) 323 270 3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、人は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号) (1) 施設管理への意欲、熱意について 32 点(4 点× 8人) 23 25 (2) 類似施設等の管理運営実績等について 32 点(4 点× 8人) 23 25 (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について 32 点(4 点× 8人) 21 23 (4) 団体の安定性、継続性について 32 点(4 点× 8人) 23 23 (5) 団体の運営の透明性、公正性について 32 点(4 点× 8人) 20 20 (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8人) 20 20 (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8人) 19 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8人) 19 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8人) 150 154 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的弱者の対応について 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(8 点× 8人) 40 36 (1) 社会的 64 点(19
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4 条第1項第2号) (1) 施設管理への意欲、熱意について 32 点(4 点× 8 人) 23 25 (3 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について 32 点(4 点× 8 人) 21 23 (4 屈× 8 角) 21 23 (5 団体の安定性、継続性について 32 点(4 点× 8 人) 21 23 (6 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (6 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 イ イ その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 154 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 36 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 36 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 36 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 36 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 150 36 (1) 社会的弱者への対応について 32 点(8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 点× 8 人) 40 36 (1) 社会的弱者への対応について 4 名・ 8 点× 8 点	144
を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、 又は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4 条第1項第2号) (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の実現可能性について (10) 収入・支出の積算と管理計画の整合性について (11) 社会的弱者への対応について (12) 類似施設等の管理運営実績等について (32 点(4 点× 8 人) 21 23 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	264
他の経営の能力を有しており、 又は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4 条第1項第2号) (2) 類似施設等の管理運営実績等について (瑞度手続等に関する条例第4 条第1項第2号) 32 点(4 点× 8 人) 23 25 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の変易基準(指定手続等に関する条例第4条第1 32 点(4 点× 8 人) 23 23 4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について (1) 社会の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	20
と (指定手続等に関する条例第4 条第1項第2号) (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について (1) 環境構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の実現可能性について (7) 収支計画の実現可能性について (1) 収支計画の実現可能性について (1) 収支計画の実現可能性について (1) 収支計画の実現可能性について (2) 点((2) 点(((2) 点((((((((((17
(4) 団体の安定性、継続性について 32 点(4 点× 8 人) 23 23 (5) 団体の運営の透明性、公正性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 小 計 224 点(28 点× 8 人) 150 154 4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 64 点(8 点× 8 人) 40 36	19
(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について 32 点(4 点× 8 人) 20 20 (7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 小 計 224 点(28 点× 8 人) 150 154 4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 64 点(8 点× 8 人) 40 36	21
(7) 収支計画の実現可能性について 32 点(4 点× 8 人) 19 20 小 計 224 点(28 点× 8 人) 150 154 4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 64 点(8 点× 8 人) 40 36	20
小 計 224点(28点×8人) 150 154 4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 64点(8点×8人) 40 36	18
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1 (1) 社会的弱者への対応について 64 点(8 点× 8 人) 40 36	18
于統令に対する余例第4条第一	133
	32
	32
総合計点数 800点(100点× 8人) 601 542	501
市内事業者加点 0 16	25
総合計点数(加点含) 601 558	526

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (50 点× 8人) 400点